

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

地場産業の振興と都市交流を活かした町づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県

長崎県東彼杵郡東彼杵町

3. 地域再生計画の区域

長崎県東彼杵郡東彼杵町の全域

4. 地域再生計画の目標

東彼杵町は長崎県のほぼ中央に位置し、地形は東西に長く、南東に大村市、北西は川棚町、北東は佐賀県嬉野市に接し、南西は大村湾に臨み、総面積 74. 16 K m²を有している。

北の虚空蔵岳から南の多良岳一帯の火成岩地域に彼杵川、千綿川の2級河川とその他の小河川が谷を刻み、下流域の大村湾沿岸に小規模な平野を形成している。

本町は、古くから交通の要衝地として栄え、長崎街道と平戸街道が分岐する宿場町として発展し、現在は国道34号で長崎及び佐賀方面へ通じ、県北地域へは国道205号が連絡している他、長崎自動車道東そのままICの設置により、九州の各主要都市へのアクセスが飛躍的に向上し、産業、文化の交流が促進されている。このような交通の利便性を活かして、長崎県中核工業団地の造成が行われ、企業誘致にも積極的に取組み、現在4社が進出しており、1社が計画中の状況にある。

他方、本町はお茶とみかんとくじらの町として知られており、町の基幹産業は農業である。町内には海に向いた斜面が多く、海から光と風を受けた豊かな農地が広がることから、この地形を活用したみかん、びわの栽培や施設園芸でのイチゴの栽培のほか、自動選別機を導入して出荷調整による鮮度の向上に努めているアスパラの栽培を行っている。

また、土地利用型では水稻、みかん、茶の栽培が行われており、特に茶は栽培面積400haで長崎県内生産量の約6割を占め、「そのまま茶」として平成4年には農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀茶産地として産地賞を受賞するなど、町の特産品となっており、およそ400戸の生産者が年間700t近い荒茶を生産している。

しかし、近年の高齢化の影響で水稻、みかんの栽培においては後継者不足が深刻化しており、農地の遊休化が進んでいる。このため、町では地域の活性化のための地場産業の振興が不可欠と考え、地場産品の消費地である都市との交流促進の観点から、山間丘陵地帯に散在する集落と町中心部を結ぶ道路網を幹線とし、これを補完する集落間の連絡道を補助路線として位置づけ、幹線を中心に整備を進めることで、生産地と消費地の間の流通網整備に注力してきた。

特に、本町における町道の利用形態の特徴としては、日常生活のほか主幹産業である農業経営にも密接に関係しており、農地への通作、集出荷時の輸送など、本来農道が担うべき役割も兼ねている状況である。このため、町では日常生活における利用度の高い主要幹線を中心に隨時整備

を進めているが、その他の町道については路線数も多く、財政的な面からも整備に着手できないのが現状である。

この結果、その他の町道を利用する機会が多い農業経営においては、通作や出荷等の作業に支障を来たしていることに加え、高齢化に伴う農家の営農意欲の後退と兼業化の進行により遊休農地が増加し、病害虫の発生や保水力の低減による土砂災害等が危惧されている。

これらの状況を解消し、地場産業である農業の活性化と特産物の普及、拡大を目指すべく、交付金の活用により、営農団地、農家集落及び集出荷施設を相互に連絡する道路網の整備を効率的に進めることで、町道並びに広域的な農道を一体的に整備し、生産流通体系の確立を図る。

こうした取組みと共に、特産物の消費拡大の施策として、国道や高速自動車道と町道及び広域農道との交通ネットワークを利用して県内外の各主要消費地圏との交流を促進し、農業体験や物産展を通じて特産物のPRと消費拡大を目指すことで、農業所得の増加と後継者の定着を図り、地場産業の活性化を通じた地域再生を図る。

(目標1) 幹線道路網の整備による生産拠点へのアクセス改善

(茶生産農家の集落である中尾、太の原集落から町道大野原高原線と広域農道を経由し赤木地区茶生産団地への通作時間を10分以上短縮)

5. 目標を達成するために必要な事業

(5-1) 全体の概要

中山間地域の集落と国道及び町中心部までを縦断的に連絡し、住民生活と地域経済にとって重要な役割を担っている1級町道大野原高原線と本町の丘陵地域の中心部を横断的に連絡し、生産拠点と農業施設を一貫的に結ぶ広域農道との交通ネットワークを構築すべく、幹線道路網の整備を図る。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

- ・町道：道路法に規定する市町村道に昭和57年3月26日に認定済み。
- ・広域農道：事業採択を平成17年4月1日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成12年5月24日に確定している。

[事業主体]

- ・町道 東彼杵町
- ・広域農道 長崎県

[施設の種類]

- ・町道
- ・広域農道

[事業区域]

- ・町道 東彼杵町
- ・広域農道 東彼杵町

[事業期間]

- ・町道 平成18年度～平成22年度
- ・広域農道 平成18年度～平成23年度

[事業費]

- ・総事業費 6,316,900千円（うち交付金 3,158,450千円）
- 町道 315,000千円（うち交付金 157,500千円）
- 広域農道 6,001,900千円（うち交付金 3,000,950千円）

[整備量]

- ・整備量 町道 0.3Km
- 広域農道 6.2Km

(5-3) その他の事業

地域再生目標である幹線道路網の早期実現を図るために、他事業も積極的に取り入れ道路整備を推進する計画である。

また、交通の利便性を有効に活用して特産物の消費地圏である都市との交流を促進し、地場産業の活性化と消費拡大を目指した施策を展開していく。

- ・国土交通省の地域活力基盤創造交付金並びに地方特定道路整備事業を活用し、町道大野原高原線において国道34号までの間の道路整備を実施している。
- ・特産物である茶の「茶摘み体験ツアー」や新茶の時期に合わせた「新茶まつり」等の物産展を開催し、特産物の振興を図る。

6. 計画期間

平成18年度～平成23年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に事業主体である、東彼杵町及び長崎県が合同で耕作者等への聞き取り調査を行い、状況を把握し、双方が町民・県民へ公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。